

矢作川総合第二期地区

北部幹線併設水路建物事前調査業務
(豊田市西中山町地内他)

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この特別仕様書は、矢作川総合第二期地区北部幹線併設水路建物事前調査業務（豊田市西中山町地内他）（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 本業務は、用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施するものとする。

(業務概要)

第 2 条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

愛知県豊田市西中山町地内（別添位置図のとおり。）

(2) 業務概要

建物事前調査 建物10棟及び工作物25箇所

(障害物の伐除)

第 3 条 本業務実施のために伐採した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けないで伐採したもの又は不注意により伐採したものの補償は、受注者の責任において処理する。

第 2 章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第 4 条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
作業計画の策定	1 業務	
現地踏査	1 業務	地盤変動影響調査等
事前調査（木造建物 A） （建物内部の調査を行う場合）	4 棟	70㎡以上130㎡未満 3 棟 130㎡以上200㎡未満 1 棟
事前調査（木造建物 A） （建物内部の調査を行わない場合）	2 棟	70㎡以上130㎡未満 1 棟 130㎡以上200㎡未満 1 棟
事前調査（非木造建物イ） （建物内部の調査を行う場合）	2 棟	200㎡未満 1 棟 1,500㎡以上2,000㎡未満 1 棟
事前調査（非木造建物イ） （建物内部の調査を行わない場合）	1 棟	200㎡未満 1 棟
事前調査（非木造建物ハ） （建物内部の調査を行う場合）	1 棟	200㎡未満 1 棟

事前調査（工作物）	25箇所	100㎡未満	3箇所
		100㎡以上300㎡未満	16箇所
		300㎡以上630㎡未満	3箇所
		630㎡以上1,300㎡未満	1箇所
		2,000㎡以上3,300㎡未満	2箇所

（指示事項）

第5条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

（1）水準調査関係資料

水準調査図面は、地盤変動影響調査算定要領様式第2「建物等調査書（平面図、立面図等）」に準じて作成するものとする。

（2）立会人の日当

- ① 建物調査に必要な立会人の日当（1日あたり4,520円（税込））は、受注者の負担とする。立会人は25人を想定している。
- ② 日当の支払いについては、立会当日に行うこととし、受領者からは領収書を徴するものとする。

（3）その他

- ① 本業務が建物所有者（以下「所有者」という。）の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額積算の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、所有者に不信の念を抱かせる言動を慎むよう十分注意しなければならない。
また、本業務によって知り得た所有者側の事情及び成果物の内容等を他に漏らしてはならない。
- ② 所有者からの意見、質問等で重要と認められる事項については、十分その意向を把握したうえで、速やかに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
- ③ 建物等の調査日時については、監督職員と相談のうえ、受注者において所有者（借家の場合は借家人を含む。）との打合せにより設定し、監督職員に連絡するものとする。
- ④ 調査対象の建物等の敷地以外の土地に立ち入る場合は、その土地の権利者の了解を得るものとする。
- ⑤ 第4条に示す作業項目及び数量を想定しているが、本業務の実施過程により、作業項目及び数量に変更が生ずる可能性がある。
- ⑥ 受注者が、土地等の登記簿記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

第3章 成果物

（成果物等）

第6条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成果物		数量	装丁等
事前調査書等 ① 調査区域位置図 ② 調査区域平面図 ③ 建物等調査一覧表 ④ 建物等調査書 ⑤ 損傷調査書 ⑥ 写真集 ⑦ 水準調査関係資料 (水準調査成果表、水準調査図面)	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
	原本	1部	綴じ込み
	写真集	1部	綴じ込み

注：成果物の「書面」とは、電子データを紙に印字したものである。

- 2 様式については、用地調査等業務共通仕様書及び地盤変動影響調査算定要領によるものとする。
- 3 成果物は市販ファイル（長期使用に耐えられるもの）綴じとする。
- 4 成果物の提出先は、東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所とする。

第4章 その他

（管理技術者及び打合せ）

第7条 管理技術者の要件は、共通仕様書第1章第8条3によるものとする。

ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

- 2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者を含めて3名の担当技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所とする。

（1）着手時前

（2）中間打合せ 1回

（3）成果物納入時

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第2章第42条に定める作業計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

（低入札価格契約における第三者照査）

第8条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1章第9条 照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

- 2 第三者照査を行う企業に要求される資格

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当していないこと。

（2）東海農政局において、令和5・6年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の確認を受けていること。

（3）東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（4）共通仕様書第1章第30条守秘義務を遵守できるものであること。

（5）中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

（ア）親会社と子会社の関係にある

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。
 - 照査技術者と同等の当該業務部門の業務実績を有する者
 - 照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- 4 照査技術者の通知
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 5 照査計画
受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて作業計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。
また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。
- 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い
特別仕様書第7条の業務打合せに示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- 7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録
共通仕様書第1章第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
- 8 契約不適合責任
引き渡された成果物が契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（保険加入）

- 第9条 受注者は、共通仕様書第1章第37条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（契約変更）

- 第10条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。
- （1）第4条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
 - （2）第5条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
 - （3）第6条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
 - （4）第7条第2項に示す「打合せ」に変更が生じた場合
 - （5）履行期間の変更が生じた場合
 - （6）その他

（疑義）

- 第11条 本特別仕様書に定めなき事項及びこの業務の実施にあたり、疑義が生じたときは必要に応じて監督職員と協議するものとする。